佐野市営繕工事における週休２日制工事の実施に係る積算方法等の運用

佐野市営繕工事における週休２日制工事実施要領（以下、「要領」という。）第１２条第２項に基づく積算方法等の運用を次のとおり定める。

１　工事費の積算方法

週休２日制工事において、現場閉所または現場休息の状況に応じて、「２　単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

２　単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

（１）複合単価

複合単価及び単位施工単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に要領第１２条の補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

（２）市場単価等

市場単価と補正市場単価は、要領第１２条の補正係数から算出した以下の表Ａ－２、表Ｅ－２及び表Ｍ－２の補正率を用いた以下の式により補正する。基準単価、基準補正単価については、建築工事積算要領等の資料第３章５（３）による。

【新営工事の場合】市場単価（または補正市場単価）×新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】市場単価（または補正市場単価）×新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】市場単価（または補正市場単価）×改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】物価資料の掲載価格×新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】物価資料の掲載価格×改修補正率

表Ａ－２　建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位及び完全週休２日	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事		1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事		1.02	1.02
既製コンクリート工事		1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事		1.01	1.01
タイル工事		1.01	1.01
木工事		1.01	1.01
屋根及びとい		1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上げ塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上げ塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01
植栽及び屋根緑化		1.01	1.01

※　市場単価は、市場単価及び補正市場単価を、物価資料は、物価資料の掲載価格の補正率を示す。
なお、適用がない項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率とする。

表Ｅ－２　電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位及び完全週休２日	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、２種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他設置材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表Ｍ－２　機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位及び完全週休２日	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンバー	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

附　則

この運用は、令和６年４月１日から適用する。
この運用は、令和６年７月１日から適用する。
この運用は、令和８年４月１日から適用する。